

資料 1

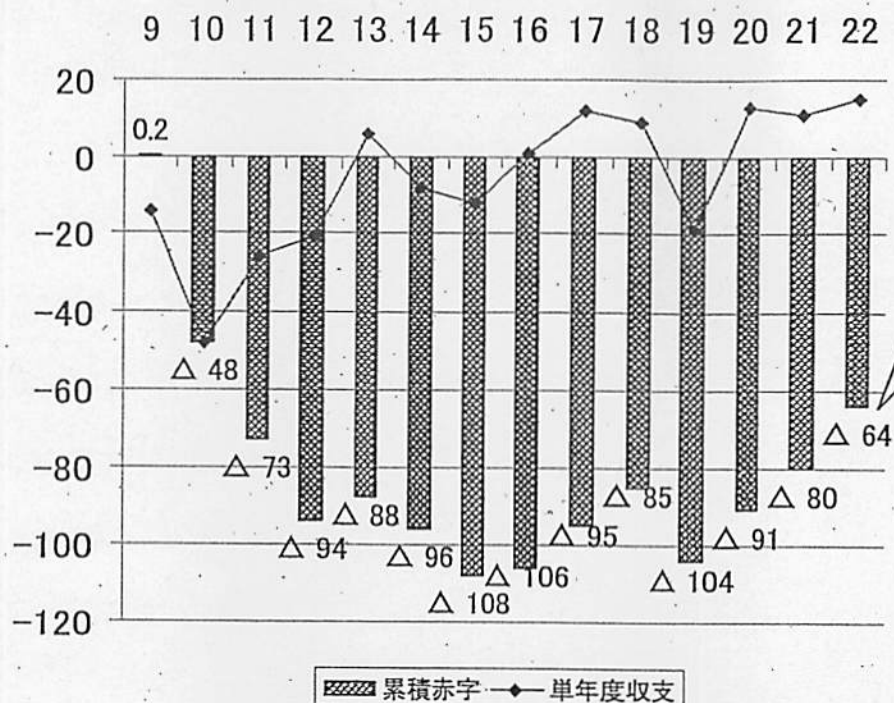
平成 24 年度京都市国民健康保険事業（案）について

< 目 次 >

	頁
1 京都市国民健康保険財政の状況	1
2 平成24年度京都市国保事業(案)について	
(1) 被保険者数等の見込	3
(2) 平成24年度保険料について	3
3 平成24年度 財政状況	8
4 平成24年度における制度改正及び 新たな取組について	9
参考資料	
1 基礎計数	11
2 1人当たり医療費・保険料の推移	12
3・4 所得階層別保険料負担の状況	13・14
5 平成24年度保険料(案)算定方法	15
6 国民健康保険料最高限度額の推移	16

1 京都市国民健康保険財政の状況

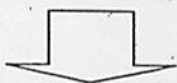
(1) 京都市国保の収支の推移 (億円)



20年度から3年連続で単年度収支が黒字となっているものの、依然として64億円もの累積赤字を抱えており、本市国保財政は危機的な状況にある。

(2) 京都市国保を取り巻く状況

- 高齢化の進展, 医療の進歩に伴う医療費の増
- 長引く不況による低所得者加入割合の増加
- 「連結実質赤字比率」の導入により, 一層の財政健全化が求められている。



今後も厳しい財政運営が見込まれることから, これ以上赤字を増やさないために, 単年度で確実に収支均衡を図ることが必要。

一方, 長引く不況の影響により, 被保険者の負担は限界に達しつつある。



大変厳しい本市財政状況ではあるが, 被保険者の負担を軽減するためにできる限りの財政支援を行うとともに, 国に対して制度の抜本的改革を強く要望していく。

京都市国民健康保険事業特別会計収支の推移

(単位:百万円)

年 度	単年度収支	累 積 収 支	年 度	単年度収支	累 積 収 支
36	△ 396	△ 396	62	1,153	△ 6,315
37	△ 259	△ 655	63	2,105	△ 4,210
38	△ 293	△ 948	元	2,389	△ 1,821
39	△ 366	△ 1,314	2	3,142	1,321
40	157	△ 1,157	3	3,192	4,513
41	△ 164	△ 1,321	4	3,038	7,551
42	33	△ 1,288	5	594	8,145
43	△ 86	△ 1,374	6	△ 2,126	6,019
44	259	△ 1,115	7	△ 1,854	4,165
45	23	△ 1,092	8	△ 2,744	1,421
46	△ 210	△ 1,302	9	△ 1,402	19
47	63	△ 1,239	10	△ 4,775	△ 4,756
48	66	△ 1,173	11	△ 2,569	△ 7,325
49	22	△ 1,151	12	△ 2,070	△ 9,395
50	△ 522	△ 1,673	13	643	△ 8,752
51	401	△ 1,272	14	△ 819	△ 9,571
52	278	△ 994	15	△ 1,183	△ 10,754
53	1,646	652	16	124	△ 10,630
54	133	785	17	1,172	△ 9,458
55	△ 940	△ 155	18	948	△ 8,510
56	△ 628	△ 783	19	△ 1,934	△ 10,444
57	109	△ 674	20	1,332	△ 9,112
58	664	△ 10	21	1,143	△ 7,969
59	△ 1,626	△ 1,636	22	1,546	△ 6,423
60	△ 3,429	△ 5,065	23見込	0	△ 6,423
61	△ 2,403	△ 7,468	24予算	0	△ 6,423

2 平成24年度京都市国保事業（案）について

（1）被保険者数等の見込

項 目	23 年度予算	24 年度予算(案)	増△減
被保険者数	374,000 人	372,000 人	△ 2,000 人(△0.53%)
世帯数	230,000 世帯	228,000 世帯	△2,000 世帯
一般医療費総額	113,654 百万円	116,019 百万円	2,365 百万円(+2.08%)
一般1人当たり医療費	317,469 円	326,814 円	9,345 円(+2.94%)

（2）平成24年度保険料について

ア 平成24年度保険料算定の経過

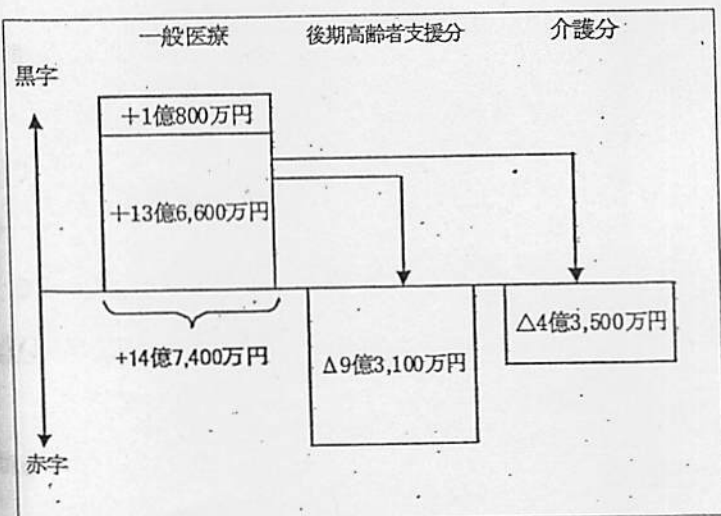
（ア）当初の考え方

当初は、平成23年度予算編成において採用した手法である「1人当たり保険料の据置き」を前提に予算編成作業を進めていた。前年度同額の一般会計繰入金を充当することとし、収支計算を行い、保険料の算定を行った結果、医療費適正化の取組の強化並びに例年になく多額の前期高齢者交付金などの影響もあって、医療分、後期高齢者支援分及び介護分全体で、約1億800万円の黒字が見込まれた。

しかし、保険料率については、被保険者数や被保険者の総所得が減少すると見込んだことなどにより、医療分、後期高齢者支援分及び介護分のすべてにおいて上昇するため、被保険者の負担が増加することとなった（所得階層別保険料負担はP13参照）。

<1人当たり保険料を据え置いた場合の収支イメージ図及び保険料率>

【収支イメージ】



【保険料率】

		23年度	24年度(案)	増△減
		A	B	B-A
医療	平等割	19,330円	19,420円	90円
	均等割	26,270円	26,360円	90円
	所得割	8.99%	9.06%	0.07pt
後期	平等割	6,040円	6,060円	20円
	均等割	8,210円	8,230円	20円
	所得割	2.93%	2.95%	0.02pt
医療 + 後期	平等割	25,370円	25,480円	110円
	均等割	34,480円	34,590円	110円
	所得割	11.92%	12.01%	0.09pt
介護	平等割	4,970円	4,970円	0円
	均等割	9,260円	9,280円	20円
	所得割	2.76%	2.78%	0.02pt

(イ) (ア) における黒字を活用した更なる負担軽減のための方策の検討

(ア) で示した手法では、被保険者の負担が増加するとともに、発生した黒字については、一般会計繰入金の減額に使用することとなるが、被保険者の負担軽減を図るため、更に踏み込んだ方策として、この黒字を活用することにより、前年度同額の一般会計繰入金を確保したうえで、保険料率を前年度と同率に据え置くことができないかについて検討を行うこととした。

《平成 24 年度国保特別会計収支見込》

① 医療分

1人当たり医療費が増加(+2.94%)するものの、前年度同額の一般会計繰入金の確保(負担軽減のため活用することとした1億800万円を含む)、前期高齢者交付金の増加(+10.63%)等により、13億8,800万円の歳入超過(黒字)が見込まれる。

② 後期高齢者支援分(後期高齢者医療制度に係る国保負担分)

国通知の数値に基づき、後期高齢者支援金見込の算定を行うものであるが、後期高齢者の医療費の増加に伴い、拠出する支援金も増加(+10.01%)することとなるため、9億5,200万円の収支不足(赤字)が見込まれる。

③ 介護分(介護保険第2号被保険者40~64歳が対象、介護保険に係る国保負担分)

国通知の数値に基づき、介護納付金の算定を行うものであるが、介護費の増加に伴い、拠出する納付金も増加(8.39%)することとなるため、4億4,000万円の収支不足(赤字)が見込まれる。

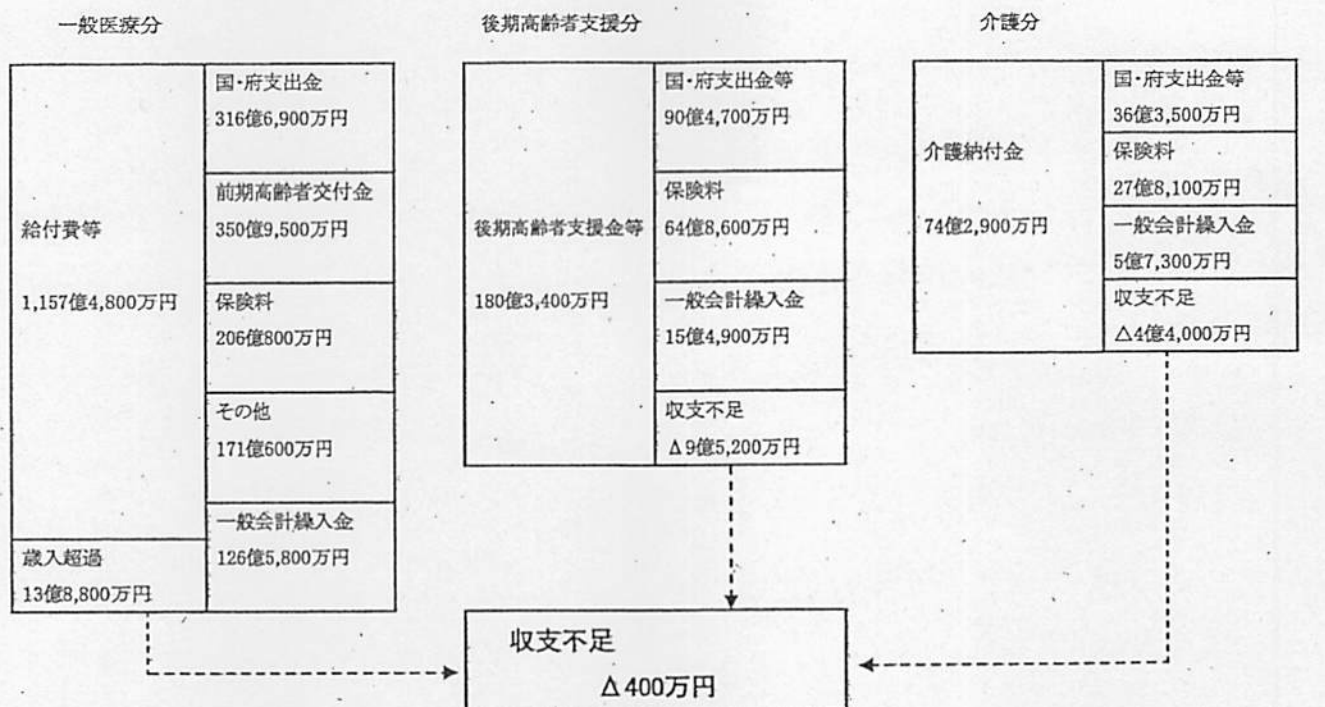


① 収支計算を行った結果、1億800万円の黒字を活用し、前年度同額の一般会計繰入金を確保してもなお、約400万円の収支不足が生じることとなった。

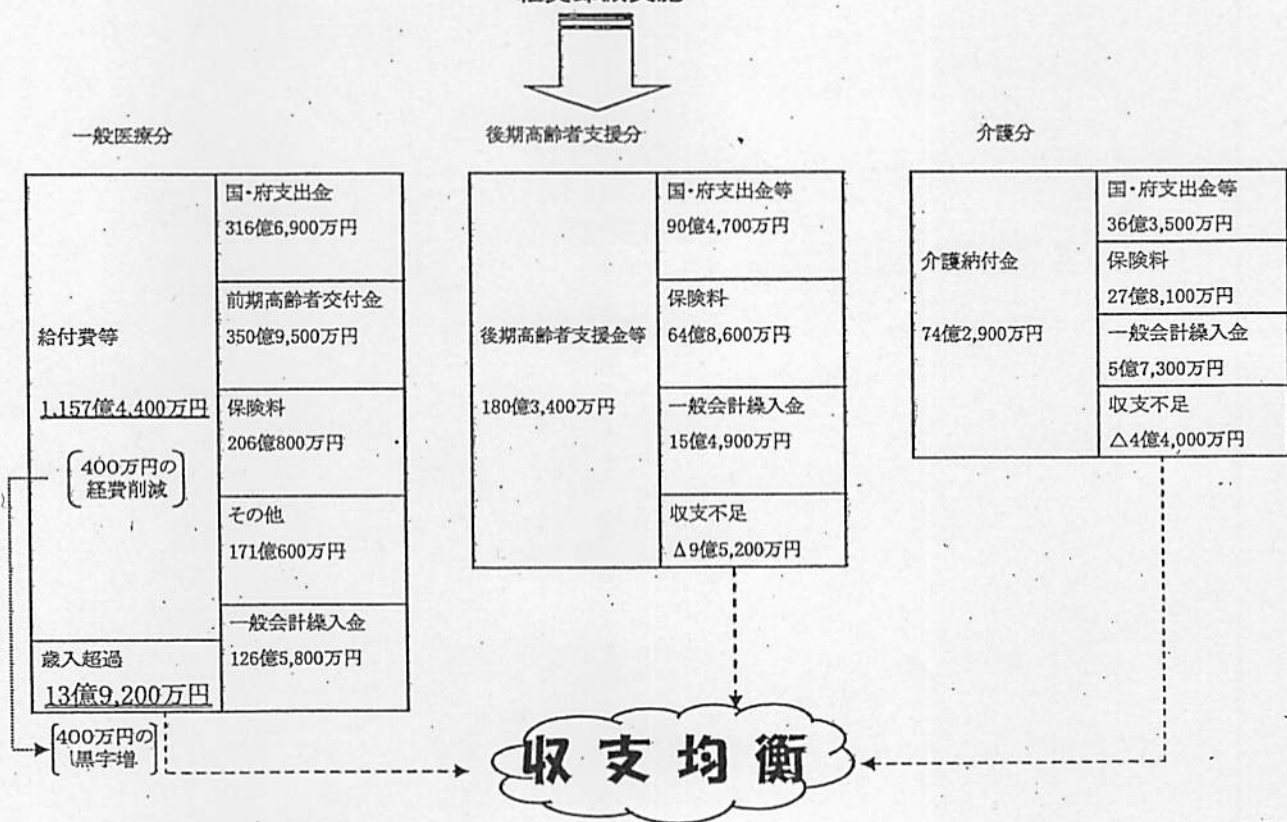
② 収支不足については、これまでの収支計算を行ううえで、一般会計からの財政支援として、すでに約77億円の巨額の繰入れを行うこととしているため、本市の厳しい財政状況も鑑み、一般会計繰入金の更なる増額ではなく、また、不足額も国民健康保険事業の予算規模に比して、極めて小さいものであることから、経費の節減で対応することにより、保険料率を据え置いたうえで収支の均衡を図ることが可能となった。

③ 保険料率を据え置くことにより、1人当たり保険料の引下げと所得が前年所得と同額ならば保険料も同額になるといったわかりやすい保険料の設定が可能となった。

【収支状況等イメージ】



経費節減実施



イ 保険料率の比較

		23年度 A	24年度(案) B	増△減 B-A
医療	平等割	19,330円	19,330円	0円
	均等割	26,270円	26,270円	0円
	所得割	8.99%	8.99%	0pt
後期	平等割	6,040円	6,040円	0円
	均等割	8,210円	8,210円	0円
	所得割	2.93%	2.93%	0pt
介護	平等割	4,970円	4,970円	0円
	均等割	9,260円	9,260円	0円
	所得割	2.76%	2.76%	0pt

ウ 1人当たり保険料の比較

	23年度 A	24年度(案) B	増△減 B-A
医療分(ア)	61,628円	61,399円	△ 229円
後期高齢者支援分(イ)	19,207円	19,155円	△ 52円
(ア)+(イ)	80,835円	80,554円	△ 281円
介護分(ウ)	21,644円	21,620円	△ 24円
(ア)+(イ)+(ウ)	102,479円	102,174円	△ 305円

エ 一般会計繰入金の比較

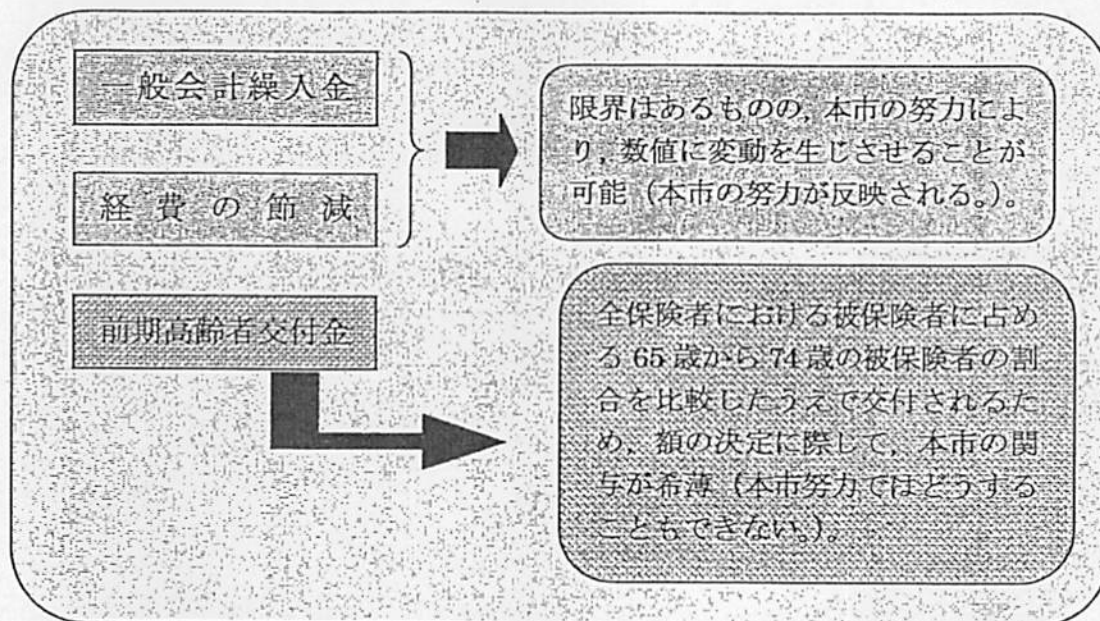
	23年度 A	24年度(案) B	増△減 B-A
一般会計繰入金総額	14,800百万円	14,780百万円	△ 20百万円
保険基盤安定繰入分	7,059百万円	7,084百万円	25百万円
システム改修分(臨時)	64百万円	19百万円	△ 45百万円
財政支援分(任意繰入)	7,677百万円	7,677百万円	0百万円
(被保険者1人当たり繰入額)	21,443円	21,624円	181円

オ 保険料率据置きの課題

《「保険料率の据置き」を採用できた主な理由》

- ・ 約77億円という巨額の一般会計からの繰入（被保険者の負担軽減を図るため活用した1億800万円の黒字を含む。）
- ・ 約34億円という前期高齢者交付金の大幅な増額（317億円⇒351億円）
- ・ レセプト点検強化などの医療費適正化の取組の充実による経費の節減（約1億3,000万円の給付費等の削減）

《理由の性質》



《安定的な負担軽減の方法の確立》

今回の手法の採用は、前期高齢者交付金といった、額の確定過程で本市が関与できない性質のものの影響が非常に大きいものとなっている。

仮に前期高齢者交付金の増額がなかったものとした場合、保険料率を据え置くためには、多額の一般会計繰入金の投入が必要となる。

しかし、本市の厳しい財政状況の中、これ以上の大幅な一般会計繰入金の増額を行うことは、非常に困難であると言わざるを得ない。

このことから、この度の保険料率の据置きは、多額の一般会計の繰入はもとより、前期高齢者交付金の大幅な増額といった不確定な要素も含んで成立したものであり、あくまでも暫定的、臨時的な措置として行うものである。

今後も引き続き、被保険者の負担軽減を恒久的に図るための手法の検討を行っていくが、制度上の問題を抱えた国保財政を立て直すには、一保険者での対応では限界がある。

そのため、国を保険者とした保険制度の一本化とそれまでの間の財政措置について、国に対して要望していく。

3 平成24年度 財政状況

(単位:百万円)

項 目			23年度 予 算	24年度 財政見込	増△減	備 考
一 般 医 療 分	歳 入	保 険 料	20,860	20,608	△ 252	
		国 庫 支 出 金	27,125	25,717	△ 1,408	負担割合の変更による減 等
		府 支 出 金	4,963	5,952	989	負担割合の変更による増 等
		前期高齢者交付金	31,722	35,095	3,373	前期高齢者(65~74歳)の加入割合の増
		一般会計繰入金	12,692	12,658	△ 34	
		療養給付費交付金	992	1,194	202	
		共同事業交付金	15,656	15,696	40	
		そ の 他	251	216	△ 35	
	歳 出	給 付 費	93,412	95,422	2,010	1人当たり医療費増(+2.94%), 総医療費増(+2.08%)
		老人保健拠出金	1	1	0	
		前期高齢者納付金	48	23	△ 25	
		共同事業拠出金	15,656	15,696	40	
		審査支払手数料	272	257	△ 15	
		保 健 事 業 費	1,116	1,105	△ 11	
		その他(事務費等)	3,424	3,240	△ 184	
		差 引 過 不 足 額	332	1,392	1,060	
後 期 高 齢 分	歳 入	保 険 料	6,517	6,486	△ 31	
		国 庫 支 出 金 等	7,300	7,734	434	後期高齢者支援金の増 等
		府 支 出 金	891	1,313	422	後期高齢者支援金の増 等
		一般会計繰入金	1,555	1,549	△ 6	
	歳 出	後 期 支 援 金	16,393	18,034	1,641	後期高齢者医療費の増
		差 引 過 不 足 額	△ 130	△ 952	△ 822	
介 護 分	歳 入	保 険 料	2,758	2,781	23	
		国 庫 支 出 金 等	2,946	3,063	117	介護納付金の増
		府 支 出 金	395	572	177	介護納付金の増
		一般会計繰入金	553	573	20	
	歳 出	介 護 納 付 金	6,854	7,429	575	介護に係る費用の増
		差 引 過 不 足 額	△ 202	△ 440	△ 238	
退 職 者 医 療 分	歳 入	保 険 料	1,820	1,867	47	
		療養給付費交付金	3,230	3,647	417	退職者医療費の増に伴う交付金の増
		そ の 他	51	37	△ 14	
	歳 出	給 付 費	5,095	5,546	451	退職者医療費の増
		そ の 他	6	5	△ 1	
		差 引 過 不 足 額	0	0	0	
差 引 過 不 足 額 合 計			0	0	0	
歳 入 総 合 計			142,277	146,758	4,481	
歳 出 総 合 計			142,277	146,758	4,481	

※一般会計繰入金の内訳

(百万円)

	23年度予算	24年度財政見込	増△減
保険基盤安定繰入金	7,059	7,084	25
財政支援分繰入金	7,677	7,677	0
システム改修分(臨時)	64	19	△45
計	14,800	14,780	△20

4 平成24年度における制度改正及び新たな取組について

(1) 制度改正

ア 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の継続

健康保険法の改正により、平成20年4月から、現役並み所得者を除く70歳～74歳の一部負担金割合（1割から2割）及び高額療養費の自己負担限度額が引き上げられたが、国の方針により平成24年3月まで、窓口の負担割合等の引き上げが凍結されており、更に今回、この措置が以下のとおり、平成25年3月まで延長されることとなった。

	平成24年3月まで	平成24年4月から
負担割合	1割	2割 →1割
高額療養費自己負担限度額	外来：12,000円 入院：44,400円	外来： 24,600円 →12,000円 入院： 62,100円 →44,400円

イ 外来診療における高額療養費の現物給付化

限度額認定証等をお持ちの方に対し、これまで原則として入院している場合に医療費支払の現物給付化措置を適用してきたが、平成24年4月1日から、外来での診療についても、同一の月に1つの保険医療機関等での負担額が自己負担限度額を超えたときには、事後に申請をしなくても、自己負担限度額を窓口で支払わなくてもすむよう現物給付化を適用することとなった。

(2) 新規事業

ア 特定健康診査の休日健診の実施

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者が、特定健康診査等を行うことが義務付けられており、本市においても、40歳から74歳までの本市国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施している。しかし、平成22年度における受診率は22.4%と、目標値（55%）を大きく下回っており、受診率の向上が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、新たに休日における集団健診を実施し、平日に就業している有職者の方の受診機会を拡大することにより、受診率の向上を図るものである。

<事業概要>

実施時期	： 平成24年9月～11月の日・祝日（予定）
実施場所	： 各区役所・支所（全14箇所）
実施回数	： 各区役所・支所1回ずつ計14回
検査項目	： 問診，身体計測，診察，血圧測定，血液検査，尿検査， 心電図検査（65歳以上の方等）

イ レセプト点検（医療費適正化の取組）の強化

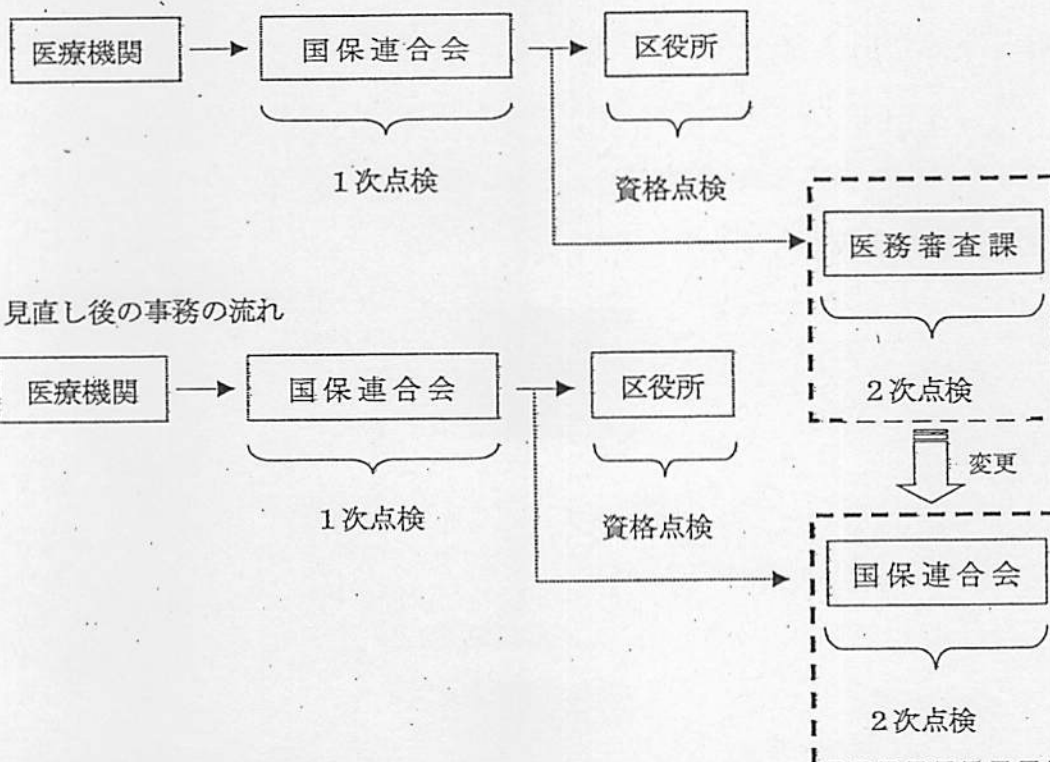
本市では、これまでからレセプトの点検などを積極的に実施することにより、医療費の適正化に努めてきたが、平成24年度については、更なる適正化を図るため、以下の項目に取り組むこととしている。

- ① これまで直営で行っていた医科・歯科・調剤レセプトの二次点検を国保連合会に委託することにより、事務の効率化と精度の向上を図る。
- ② 柔道整復療養費においても医療費適正化の取組の強化を図るため、直営により柔道整復療養費の二次点検業務を新たに実施する。

<事業概要>

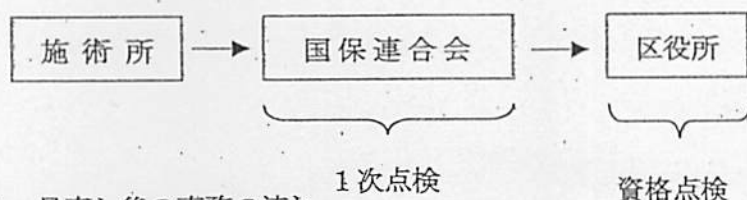
【国保連合会への委託化】

1 現状の事務の流れ

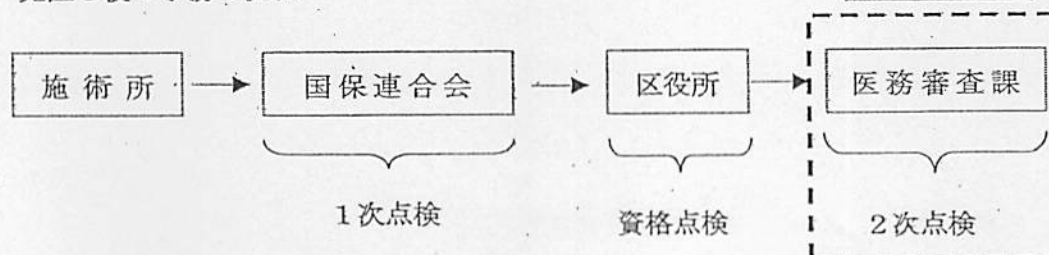


【柔道整復療養費の点検の見直し】

1 現状の事務の流れ



2 見直し後の事務の流れ



参 考 資 料

1. 基礎計数

項 目			平成23年度予算	平成24年度財政見込	増△減
医 療 分	被 保 険 者 数	一 般 分	358,000 人	355,000 人	△ 3,000 人
		退 職 分	16,000 人	17,000 人	1,000 人
		合 計	374,000 人	372,000 人	△ 2,000 人
	世 帯 数	一 般 分	220,000 世帯	218,000 世帯	△ 2,000 世帯
		退 職 分	10,000 世帯	10,000 世帯	0 世帯
		合 計	230,000 世帯	228,000 世帯	△ 2,000 世帯
	総 医 療 費	一 般 分	113,654 百万円	116,019 百万円	2,365 百万円
		退 職 分	6,354 百万円	6,933 百万円	579 百万円
	受 診 率	一 般 分	1,423 %	1,428 %	5 pt
		退 職 分	1,656 %	1,718 %	62 pt
	1件当たり医療費	一 般 分	22,307 円	22,883 円	576 円
		退 職 分	23,977 円	23,743 円	△ 234 円
介 護 分	1人当たり医療費	一 般 分	317,469 円	326,814 円	9,345 円
		退 職 分	397,125 円	407,824 円	10,699 円
	1 人 当 たり 保 険 料	一 般 分	61,628 円	61,399 円	△ 229 円
		退 職 分	87,480 円	84,595 円	△ 2,885 円
後 支 援 高 齢 者 分	1人当たり後期高齢者支援金		43,832 円	48,478 円	4,646 円
	1 人 当 たり 保 険 料	一 般 分	19,207 円	19,155 円	△ 52 円
		退 職 分	27,264 円	26,392 円	△ 872 円
介 護 分	第 2 号 被 保 険 者 数		134,000 人	136,000 人	2,000 人
	第 2 号 被 保 険 者 世 帯 数		107,000 世帯	109,000 世帯	2,000 世帯
	1 人 当 たり 介 護 納 付 金		51,149 円	54,625 円	3,476 円
	1 人 当 たり 保 険 料		21,644 円	21,620 円	△ 24 円

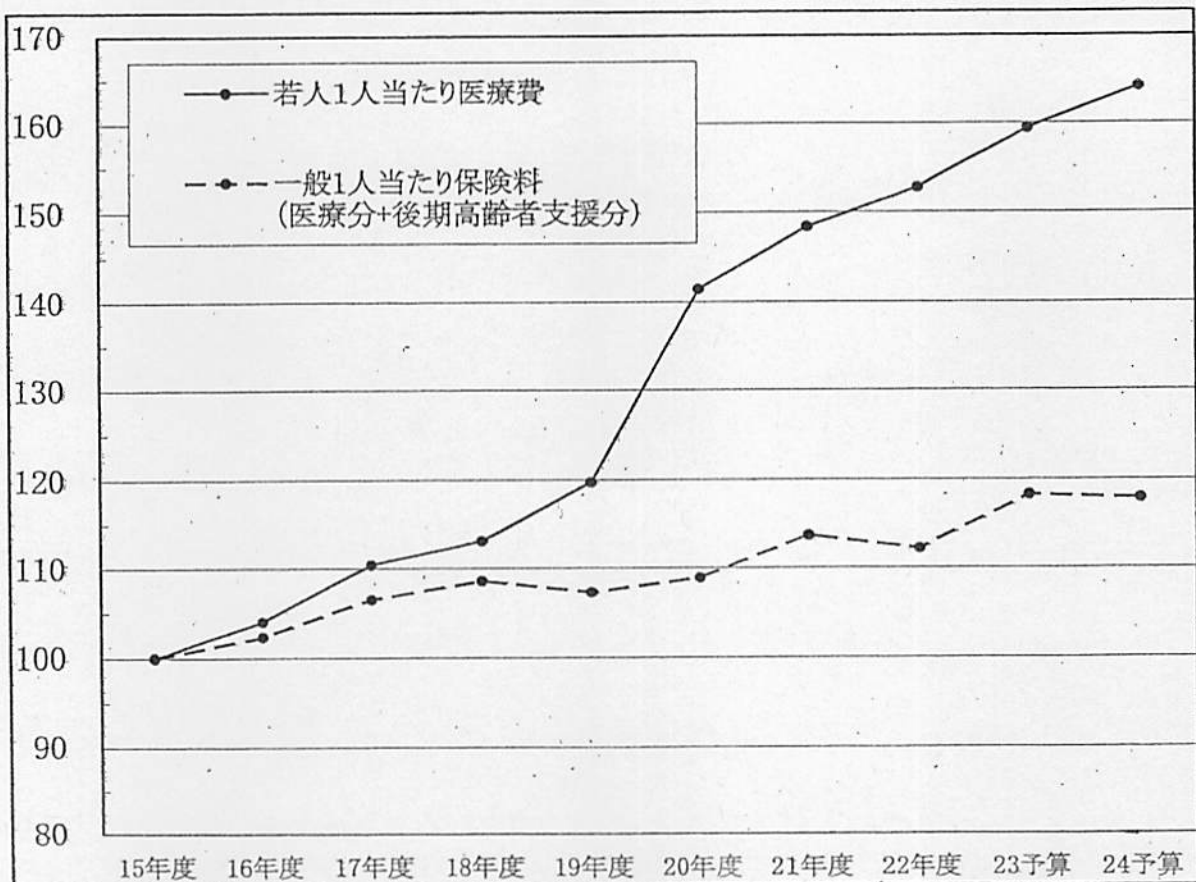
2. 1人当たり医療費・保険料の推移

伸び率:平成15年度を100とした場合の値

	若人1人当たり医療費		一般1人当たり保険料 (医療分+後期高齢者支援分)	
	円	伸 び 率	円	伸 び 率
15年度	199,194	100.0	68,322	100.0
16年度	207,166	104.0	69,860	102.3
17年度	219,967	110.4	72,778	106.5
18年度	225,277	113.1	74,196	108.6
19年度	238,372	119.7	73,329	107.3
20年度	281,674	141.4	74,414	108.9
21年度	295,630	148.4	77,659	113.7
22年度	304,205	152.7	76,688	112.2
23予算	317,469	159.4	80,835	118.3
24予算	326,814	164.1	80,554	117.9

※ 20年度から、老人保健制度が廃止されたため「若人」＝「一般」

伸 び 率 の 推 移



3. 所得階層別保険料負担の状況（1人当たり保険料据置き）

（給与収入、2人世帯モデル）

		平成23年度				平成24年度(案)				
		医療分	後期支援分	介護分	合 計	医療分	後期支援分	介護分	合 計	
	平等割	19,330 円	6,040 円	4,970 円	30,340 円	19,420 円	6,060 円	4,970 円	30,450 円	
	均等割	26,270 円	8,210 円	9,260 円	43,740 円	26,360 円	8,230 円	9,280 円	43,870 円	
	所得割	8.99 /100	2.93 /100	2.76 /100	14.68 /100	9.06 /100	2.95 /100	2.78 /100	14.79 /100	
	限度額	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	
給与支払額 (千円)	総所得金額 (千円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	増減(円)
		負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	増減(%)
650	0 (7割軽減)	21,561 3.3	6,738 1.0	7,047 1.1	35,346 5.4	21,642 3.3	6,756 1.0	7,059 1.1	35,457 5.5	111 0.3
1,150	500 (5割軽減)	51,215 4.5	16,210 1.4	16,435 1.4	83,860 7.3	51,470 4.5	16,270 1.4	16,485 1.4	84,225 7.3	365 0.4
1,667	1,000 (2割軽減)	117,726 7.1	37,598 2.3	37,282 2.2	192,606 11.6	118,412 7.1	37,776 2.3	37,444 2.2	193,632 11.6	1,026 0.5
2,400	1,500	177,050 7.4	56,740 2.4	55,780 2.3	289,570 12.1	178,140 7.4	57,030 2.4	56,050 2.3	291,220 12.1	1,650 0.6
3,115	2,000	222,000 7.1	71,390 2.3	69,580 2.2	362,970 11.7	223,440 7.2	71,780 2.3	69,950 2.2	365,170 11.7	2,200 0.6
3,800	2,500	266,950 7.0	86,040 2.3	83,380 2.2	436,370 11.5	268,740 7.1	86,530 2.3	83,850 2.2	439,120 11.6	2,750 0.6
4,425	3,000	311,900 7.0	100,690 2.3	97,180 2.2	509,770 11.5	314,040 7.1	101,280 2.3	97,750 2.2	513,070 11.6	3,300 0.6
5,050	3,500	356,850 7.1	115,340 2.3	110,980 2.2	583,170 11.5	358,340 7.1	116,030 2.3	111,650 2.2	587,020 11.6	3,850 0.7
5,675	4,000	401,800 7.1	129,990 2.3	120,000 2.1	651,790 11.5	404,640 7.1	130,780 2.3	120,000 2.1	655,420 11.5	3,630 0.6
6,300	4,500	446,750 7.1	140,000 2.2	120,000 1.9	706,750 11.2	448,940 7.1	140,000 2.2	120,000 1.9	708,940 11.3	3,190 0.5
6,889	5,000	491,700 7.1	140,000 2.0	120,000 1.7	751,700 10.9	495,240 7.2	140,000 2.0	120,000 1.7	755,240 11.0	3,540 0.5
7,445	5,500	510,000 6.9	140,000 1.9	120,000 1.6	770,000 10.3	510,000 6.9	140,000 1.9	120,000 1.6	770,000 10.3	0 0.0
8,000	6,000	510,000 6.4	140,000 1.8	120,000 1.5	770,000 9.6	510,000 6.4	140,000 1.8	120,000 1.5	770,000 9.6	0 0.0
限度額となる総所得金額(千円)		5,204	4,342	3,827		5,163	4,312	3,800	(医療分)	△ 41
総所得金額に対する保険料負担率(%)		9.8	3.2	3.1		9.9	3.2	3.2	(後期支援分)	△ 29
									(介護分)	△ 27

※ 「負担率」は、給与支払額に占める保険料額の割合

※ 「増減(円)」は23年度保険料(合計)に対する増減額、「増減(%)」は23年度保険料(合計)に対する増減率

4. 所得階層別保険料負担の状況（保険料率据置き）

（給与収入、2人世帯モデル）

		平成23年度				平成24年度(案)				
		医療分	後期支援分	介護分	合 計	医療分	後期支援分	介護分	合 計	
		負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	
	平等割	19,330 円	6,040 円	4,970 円	30,340 円	19,330 円	6,040 円	4,970 円	30,340 円	
	均等割	26,270 円	8,210 円	9,260 円	43,740 円	26,270 円	8,210 円	9,260 円	43,740 円	
	所得割	8.99 /100	2.93 /100	2.76 /100	14.68 /100	8.99 /100	2.93 /100	2.76 /100	14.68 /100	
	限度額	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	
給与支払額	総所得金額	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	保険料額(円)	増減(円)
(千円)	(千円)	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	増減(%)
650	0	21,561	6,738	7,047	35,346	21,561	6,738	7,047	35,346	0
	(7割軽減)	3.3	1.0	1.1	5.4	3.3	1.0	1.1	5.4	0.0
1,150	500	51,215	16,210	16,435	83,860	51,215	16,210	16,435	83,860	0
	(5割軽減)	4.5	1.4	1.4	7.3	4.5	1.4	1.4	7.3	0.0
1,667	1,000	117,726	37,598	37,282	192,606	117,726	37,598	37,282	192,606	0
	(2割軽減)	7.1	2.3	2.2	11.6	7.1	2.3	2.2	11.6	0.0
2,400	1,500	177,050	56,740	55,780	289,570	177,050	56,740	55,780	289,570	0
		7.4	2.4	2.3	12.1	7.4	2.4	2.3	12.1	0.0
3,115	2,000	222,000	71,390	69,580	362,970	222,000	71,390	69,580	362,970	0
		7.1	2.3	2.2	11.7	7.1	2.3	2.2	11.7	0.0
3,800	2,500	266,950	86,040	83,380	436,370	266,950	86,040	83,380	436,370	0
		7.0	2.3	2.2	11.5	7.0	2.3	2.2	11.5	0.0
4,425	3,000	311,900	100,690	97,180	509,770	311,900	100,690	97,180	509,770	0
		7.0	2.3	2.2	11.5	7.0	2.3	2.2	11.5	0.0
5,050	3,500	356,850	115,340	110,980	583,170	356,850	115,340	110,980	583,170	0
		7.1	2.3	2.2	11.5	7.1	2.3	2.2	11.5	0.0
5,675	4,000	401,800	129,990	120,000	651,790	401,800	129,990	120,000	651,790	0
		7.1	2.3	2.1	11.5	7.1	2.3	2.1	11.5	0.0
6,300	4,500	446,750	140,000	120,000	706,750	446,750	140,000	120,000	706,750	0
		7.1	2.2	1.9	11.2	7.1	2.2	1.9	11.2	0.0
6,889	5,000	491,700	140,000	120,000	751,700	491,700	140,000	120,000	751,700	0
		7.1	2.0	1.7	10.9	7.1	2.0	1.7	10.9	0.0
7,445	5,500	510,000	140,000	120,000	770,000	510,000	140,000	120,000	770,000	0
		6.9	1.9	1.6	10.3	6.9	1.9	1.6	10.3	0.0
8,000	6,000	510,000	140,000	120,000	770,000	510,000	140,000	120,000	770,000	0
		6.4	1.8	1.5	9.6	6.4	1.8	1.5	9.6	0.0
限度額となる総所得金額(千円)		5,204	4,342	3,827		5,204	4,342	3,827	(医療分)	0
総所得金額に対する保険料負担率(%)		9.8	3.2	3.1		9.8	3.2	3.1	(後期支援分)	0
									(介護分)	0

※「負担率」は、給与支払額に占める保険料額の割合

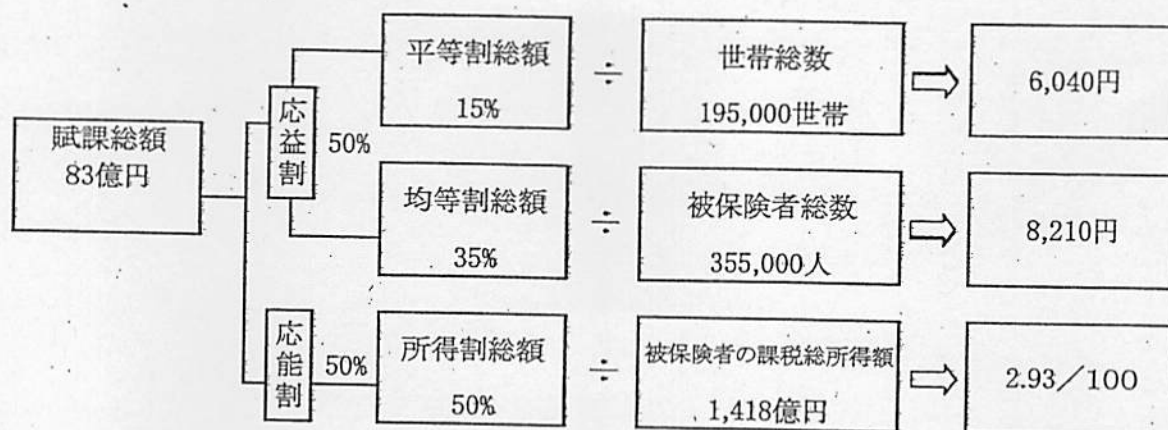
※「増減」(円)は23年度保険料(合計)に対する増減額、「増減」(%)は23年度保険料(合計)に対する増減率

5. 平成24年度保険料（案）算定方法

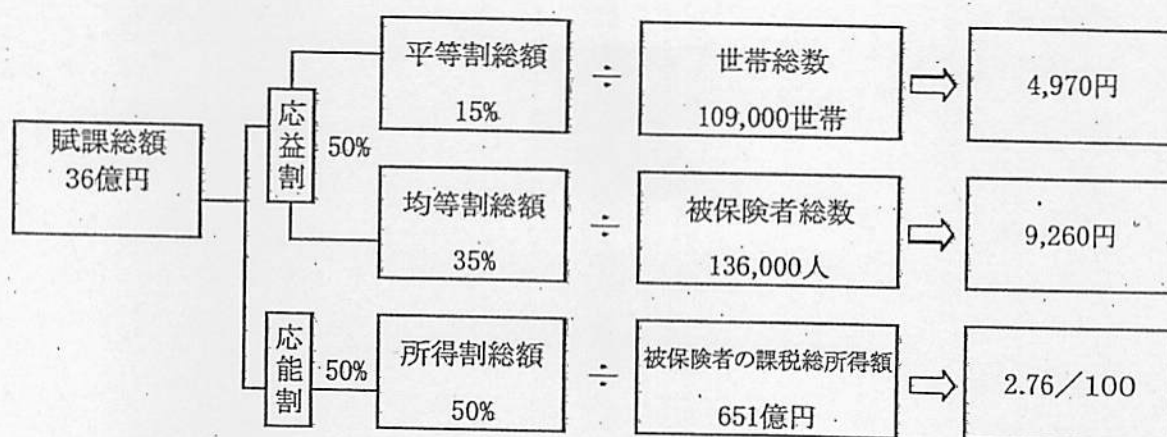
医療分保険料



後期高齢者支援分



介護分

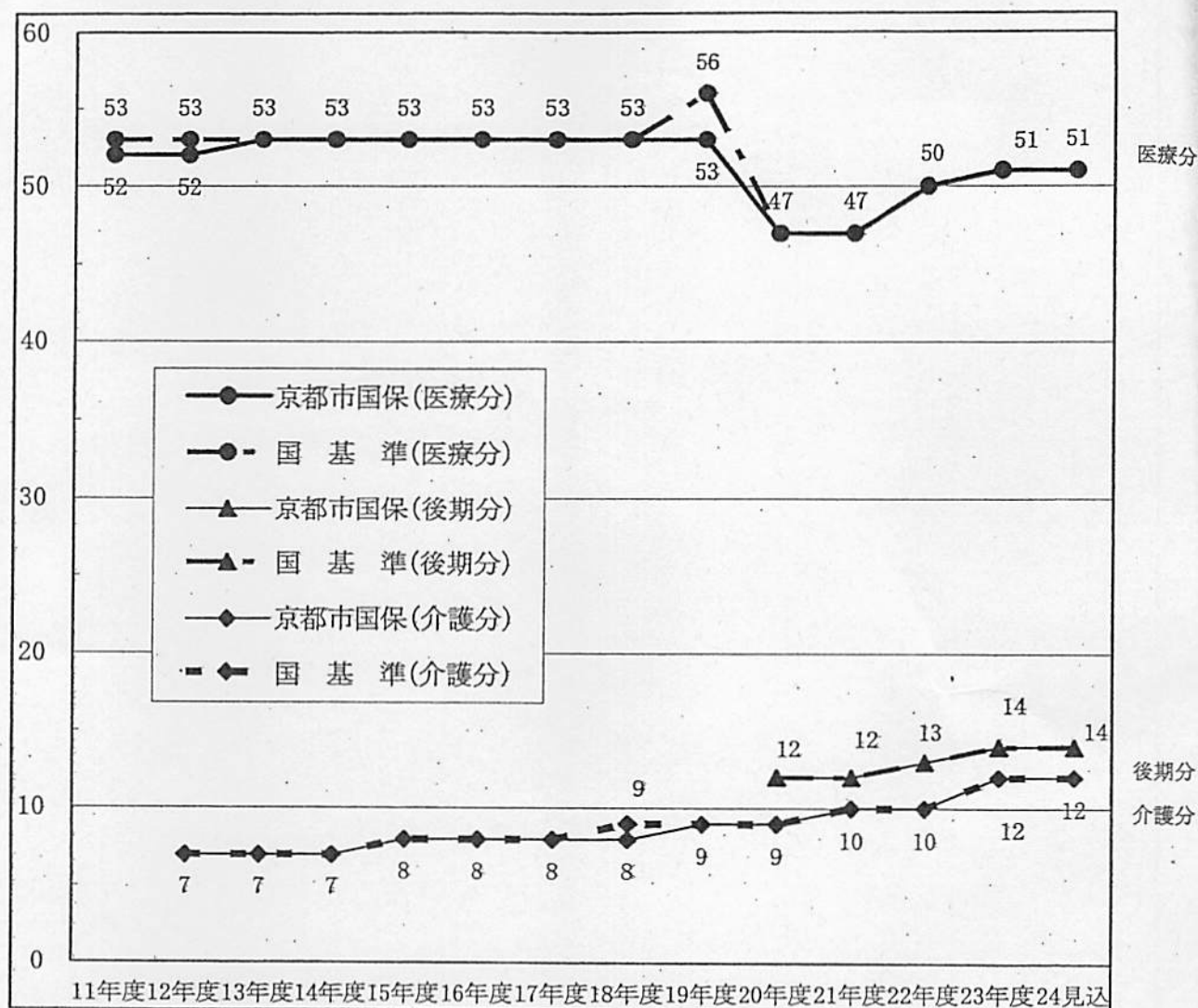


※ 賦課総額

医 療 分：当該年度の医療費等の見込額から国・府の支出金や交付金等の見込額を差し引いた額
 後期高齢者支援：当該年度の後期高齢者医療支援金から国・府の支出金等の見込額を差し引いた額
 介 護 分：当該年度の介護保険納付金から国・府の支出金等の見込額を差し引いた額
 課 税 総 所 得 額：算定対象となる総所得金額から基礎控除(33万円)を除いた所得

6. 国民健康保険料最高限度額の推移

(単位:万円)



※ 20年度に医療分の最高限度額が下がっている原因は後期分の新設によりものである。
医療分53万円(19年度)⇒医療分+後期分59万円(20年度)